

第13章

防災・減災対策の充実

総論

文部科学省は、児童生徒等の安全で安心な生活を確保するため、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防、災害応急対策、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

第1節 防災・減災対策の充実

1 防災体制の確立

地震、津波、台風、豪雨、竜巻、豪雪及び火山の噴火などの自然災害や事故災害に対し迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

文部科学省は、「災害対策基本法」などを基に、防災に関し必要な事項を定めている「文部科学省防災業務計画^{*1}」を策定し、防災対策の充実に努めています。また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画^{*2}」を策定し、文部科学省の所掌事務の中で、非常時においても国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

都道府県や市町村においては、「防災基本計画」や「文部科学省防災業務計画」などを基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備・充実に努めています。

2 災害予防の推進

文部科学省は、災害時において児童生徒等が自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育のより一層の充実に努めています。また、児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所等としての役割を果たす学校施設について、防災機能の強化に向けた取組を推進しています。

(1) 防災教育の充実^{*3}

各学校は、児童生徒等に自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育を行っています。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識の習得にとどまらない実践的な防災教育を展開しています。

文部科学省は、地域や学校の抱える防災をはじめとした学校安全上の課題に対して、地域の実情に応じた教育手法を開発したり、安全管理体制及び地域住民・関係機関等との連携体制を構築したりする地域や学校を支援するほか、教職員に対する研修の実施についても支援しています。

(2) 防災機能強化の推進

災害時には多くの学校施設が避難所等として活用されます。一方で、平成28年（2016年）

*1 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

*2 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/keizoku/index2.htm

*3 参照：第2部第2章第4節

熊本地震では、非構造部材の損傷等により体育館が使用できなかつたり、トイレや電気、水の確保等において様々な不具合、不便が生じたりするなど、避難所に関する様々な課題が生じました。

このため、文部科学省は、学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所に必要な防災機能の保有状況等を調査^{*4}するとともに、防災部局が中心となって教育委員会等と連携し、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能・施設利用計画等を明確化し、適切な協力体制の構築を図るよう、教育委員会等に周知しました。

また、文部科学省は従前より、学校施設の耐震化等、災害に強い学校施設整備のための技術的な支援を行うとともに、過去の災害から得られた知見の提供や、安全・安心な学校づくりに取り組む地方公共団体の事例紹介を行うセミナーを開催するなど、学校設置者に対し防災機能の強化に関する普及・啓発を行っています。

さらに、地方公共団体が実施する公立学校施設における津波対策や防災機能強化の取組に対する支援の一つとして、耐震対策、津波浸水想定区域内にある建物の移転等の改築、避難経路・屋外避難階段の設置、備蓄倉庫、屋外トイレ、自家発電設備の整備等について国庫補助を行っています。

図表 2-13-1 避難所に指定されている学校の防災機能の保有状況

	避難所指定学校数 (校)	保有学校数 (校)	割合 (%)
備蓄に関する防災機能（備蓄倉庫等）	30,994	22,326	72.0
飲料水に関する防災機能（耐震性貯水槽等）		20,570	66.4
電力に関する防災機能（自家発電設備等）		16,536	53.4
通信に関する防災機能（通信設備）		23,926	77.2
断水時のトイレに関する防災機能（マンホールトイレ等）		15,339	49.5

※ハード面の整備状況だけでなく、ソフト面での取組を含めた保有状況

（出典）文部科学省「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」（平成29年4月1日現在）

図表 2-13-2 要配慮者の利用が想定される屋内運動場や校舎におけるスロープ等による段差解消・多目的トイレの整備状況

		要配慮者の利用が想定 される学校数（校）	設置学校数（校）	割合（%）
屋内運動場	スロープ等の設置による段差解消 [*]	28,115	17,404	61.9
	多目的トイレを設置		9,575	34.1
校舎	スロープ等の設置による段差解消 [*]	20,609	13,311	64.6
	多目的トイレを設置		12,565	61.0

※外部から要配慮者が利用する主たる空間までのいずれかの経路について、スロープ等で段差を解消している学校を含む

（出典）文部科学省「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」（平成29年4月1日現在）

3 災害応急対策の取組

文部科学省は、自然災害が発生した場合、被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒等の安全確保及び二次災害の防止などに当たって必要な措置を講じるよう、都道府県教育委員会等の関係機関に要請しています。

また、地震によって文教施設が被災した場合、余震などによる建物の倒壊や落下物による二次災害から児童生徒等や避難住民などの安全を確保するため、地方公共団体などからの要

*4 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/1394437.htm

請に応じて、建物の当面の使用可否を調査する文教施設応急危険度判定士を被災地に派遣する体制を整備しています。

4 災害復旧等の支援

(1) 平成29年度に発生した災害への対応

文部科学省は、自然災害により被害を受けた公立学校施設において、教育活動を円滑に実施できるよう、施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。平成29年7月の九州北部豪雨などで被害を受けた公立学校施設の災害復旧事業については、局地激甚災害^{*5}の指定による特別措置が適用され、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられました。

また、私立学校施設の災害復旧事業についても、局地激甚災害に指定された災害により被害を受けた施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫補助しました。



九州北部豪雨により被災した学校施設
(隣接する河川の洗掘により被災)

(2) 平成28年（2016年）熊本地震への対応

平成28年4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を記録しました。その後、4月16日1時25分、同地方でマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町、同県西原村で震度7を記録しました。これらの地震により、学校関係は学生4人、教職員1人が死亡したほか、熊本県を中心に296名が重軽傷を負いました。また、国指定文化財や学校施設等の被害は1,597件に上りました。

文部科学省は、被災した熊本城等の文化財や学校施設・社会教育施設の復旧、教職員やスクールカウンセラーの追加配置に対する支援、大学等への授業料免除措置などの支援に取り組んできました。

また、文部科学大臣を本部長とする地震調査研究推進本部は、平成28年（2016年）熊本地震の発生を踏まえて、震源となった活断層の調査を進めるとともに、隣接する活断層の連動による大規模地震の発生時期、規模、揺れの事前評価に必要な活断層調査の手法を改良するための研究を実施しています。

今後も、被災地の復旧・復興に向けて、被災地の要望を踏まえつつ、必要な支援に努めることとしています。



平成28年（2016年）熊本地震により
被災した熊本城の復旧工事

^{*5} 激甚災害：国民経済に影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担緩和や被災者への特別の助成を行うことが特に必要な災害。全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合（本激）と、特定の地域においては甚大な被害を及ぼすものを市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）がある。

5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かして自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省は、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測についての調査研究を進めています。あわせて、防災科学技術研究所は、我が国の防災・減災研究の基盤となる陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を行うとともに、それらを活用した研究開発を推進しています*⁶。

*⁶ 参照：第2部第7章第3節 2